

第12節 人と自然との触れ合いの活動の場

1. 概要

人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響を予測評価するため、その概況、利用の状況及び利用環境の状況について調査を行った。

2. 調査結果

(1) 調査目的

事業実施による、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を把握するため、現地調査を実施した。

(2) 調査手法

調査項目は下記のとおりとした。

- ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況
- ②人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

表 6.12-1 選定基準

主要な触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none">・過度に自然に影響を及ぼすことなく自然と共生し、それを観察・利用することで、自然が持つ効用等を享受すること（登山、森林浴、キャンプ、海水浴、バードウォッチングなど）に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場を有するもの（登山道、遊歩道、ハイキングコース、サイクリングコース、海水浴場、キャンプ場、バードウォッチングサイト、スターウォッチングサイトなど）
--------------	---

出典) 国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所：道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版），平成 25 年 3 月

(3) 調査時期

調査時期は人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等が把握可能な時期として、紅葉シーズンである秋季（11月）及びシデコブシとハナノキの開花時期である春季（4月）に調査を実施した。

表 6.12-2 人と自然との触れ合いの活動の場調査の時期

調査対象	調査時期
恵那峡県立自然公園	平成 27 年 11 月 21 日
中山道	平成 27 年 11 月 21 日
岩屋堂のシデコブシ群生地	平成 28 年 4 月 18 日
坂本のハナノキ自生地	平成 28 年 4 月 18 日

(4) 調査範囲・地点

人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点は、計画路線近傍に存在する「恵那峡県立自然公園」、「中山道」、「岩屋堂のシデコブシ群生地」、「坂本のハナノキ自生地」を選定した。

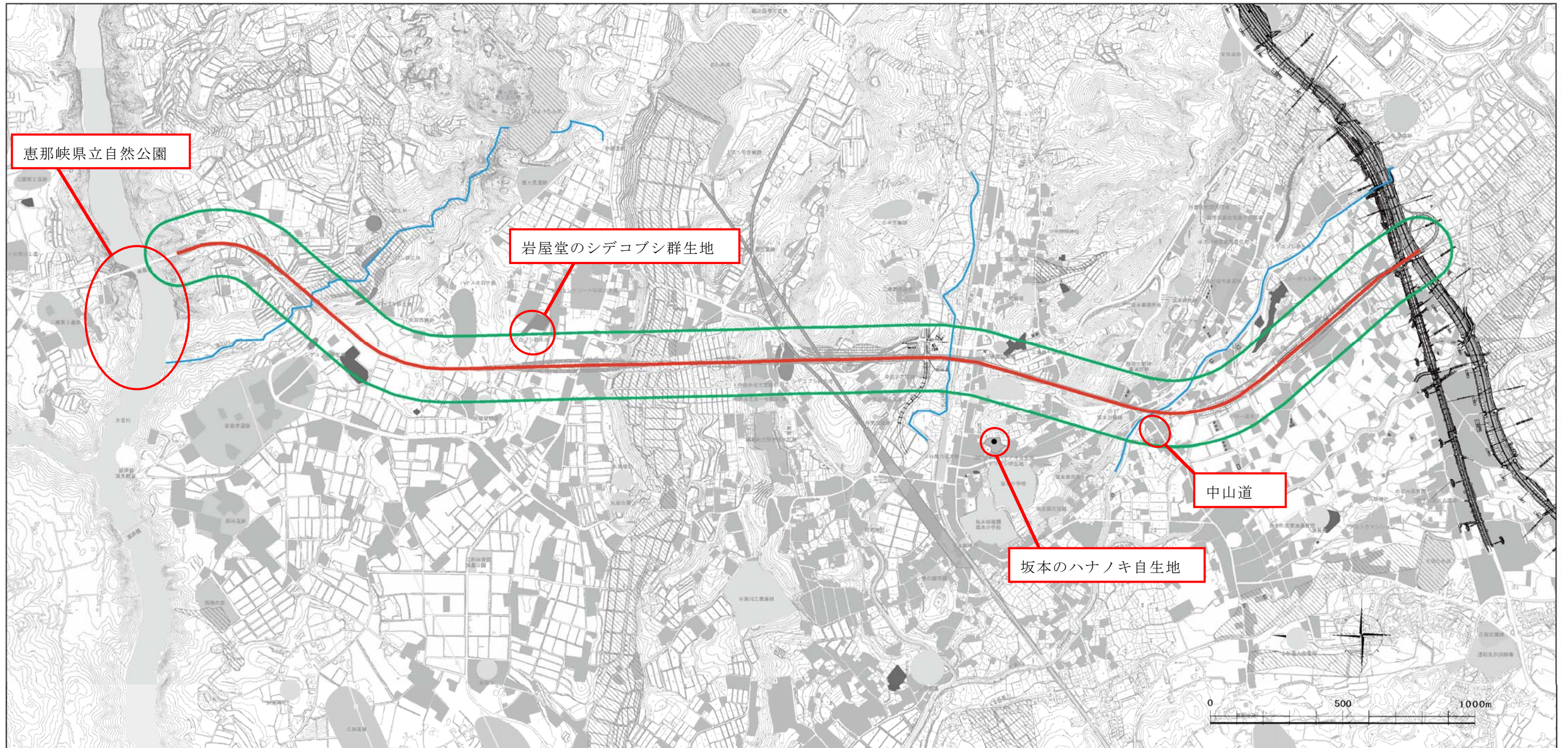


図 6.12-1 調査範囲位置図（人と自然との触れ合いの活動の場調査）

(5) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、以下に示す。

1) 恵那峡県立自然公園

表 6.12-3 人と自然との触れ合いの活動の場の状況（恵那峡県立自然公園）

名称	恵那峡県立自然公園
人と自然との触れ合い活動の場の概況	四季を通じて様々な景観が楽しめる景勝地として、特に紅葉時期に多くの観光客が訪れる。
	<p>(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 恵那峡県立自然公園は恵那峡沿いに位置しており、JR 恵那駅からバスで 15 分程でアクセスできる。</p> <p>(2) 利用の状況 恵那峡県立自然公園は、四季を通じて様々な景観が楽しめる景勝地として自然観察等に利用されている。特に、紅葉時期の 11 月には公園内の遊覧船での周遊を目的に最も多く利用者が訪れる。現地確認時にも多くの観光客が訪れており、遊覧船を待つ行列で賑わっているのを確認した。</p> <p>(3) 利用環境の状況 湖面を背景に桜やツツジが咲き誇り、初夏は緑鮮やかな新緑、秋は峡谷一面に広がる紅葉、冬はオシドリやマガモなどの水鳥が多く集まり、四季折々の自然が楽しめる。</p>
 <p>恵那峡県立自然公園内の 恵那峡遊覧船乗り場 [撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]</p>	
 <p>恵那峡遊覧船からの眺望 計画路線は視認されない [撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]</p>	
 <p>恵那峡県立自然公園内の状況 [撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]</p>	
 <p>恵那峡遊覧船の利用状況 [撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]</p>	

2) 中山道

表 6.12-4 人と自然との触れ合いの活動の場の状況（中山道）

名称	中山道
人と自然との触れ合い活動の場の概況	中山道は生活文化との関わりが深い場所（信仰、精神性）として、日常的に散策道として利用されている。
人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	<p>(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 中山道は中津川市内の坂本地区に位置しており、JR 美乃坂本駅から徒歩 15 分ほどでアクセスできる。</p> <p>(2) 利用の状況 中山道は生活文化との関わりが深い場所（信仰、精神性）として、日常的に散策道として利用されている。現地確認時には、1 名の地元住民の利用が確認された。</p> <p>(3) 利用環境の状況 中山道沿いには草地や樹木が植栽されており、一部紅葉している樹木も見られた。</p>



中山道の看板標識

[撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]



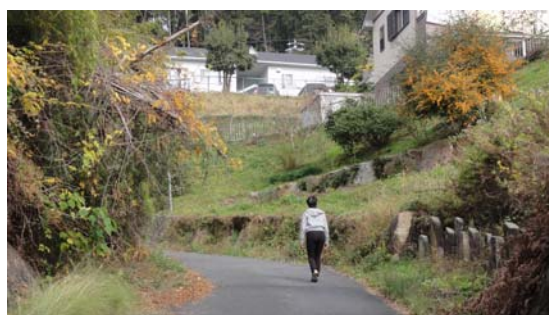
中山道の石碑

[撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]



中山道沿いの地蔵や石碑

[撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]



中山道の利用状況

[撮影日：平成 27 年 11 月 21 日]

3) 岩屋堂のシデコブシ群生地

表 6.12-5 人と自然との触れ合いの活動の場の状況（岩屋堂のシデコブシ群生地）

名称	岩屋堂のシデコブシ群生地
人と自然との触れ合い活動の場の概況	岐阜県及び中津川市の天然記念物に指定されている自然観察地であり、自生地としては北限に位置し、約 500 本あまりのシデコブシが自生 ¹⁾ する。特に 4 月の開花時期には地元住民が花の観察に訪れる。
人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 岩屋堂のシデコブシ群生地は、中津川市千旦林に位置しており、JR 美乃坂本駅から車で約 10 分、徒歩約 30 分でアクセスできる。 (2) 利用の状況 4 月の開花時期には、白色や淡紅色の花が一斉に咲くことから、地元住民の自然観察地として利用されており、地域の自然活動団体による観察会も行われている。現地調査時には利用は確認されなかった。 (3) 利用環境の状況 群生地内には木道が設けられており、観察者が群生地内を歩くことができる。群生地の前には中津川市教育委員会が設置した看板があり、群生地の概要、天然記念物の指定日、指定面積等が示されている。



岩屋堂のシデコブシ群生地の遠景
[撮影日：平成 28 年 4 月 18 日]



シデコブシの開花状況
[撮影日：平成 28 年 4 月 18 日]



東側入り口に設置された看板
[撮影日：平成 28 年 4 月 18 日]



西側入り口に設置された看板
[撮影日：平成 28 年 4 月 18 日]

1) 中津川市役所ホームページ参照（岩屋堂のシデコブシ群生地）

4) 坂本のハナノキ自生地

表 6.12-6 人と自然との触れ合いの活動の場の状況（坂本のハナノキ自生地）

名称	坂本のハナノキ自生地
人と自然との触れ合い活動の場の概況	国の天然記念物に指定されている自然観察地であり、日本で初めてハナノキの自生地として植物学雑誌に報告された。約30本あまりのハナノキが自生している。 ¹⁾
人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	<p>(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 坂本のハナノキ自生地は、中津川市千旦林に位置しており、JR美乃坂本駅から徒歩5分ほどでアクセスできる。</p> <p>(2) 利用の状況 4月の開花時期には濃い紅色の花が集まって咲くことから、地元住民の自然観察地として利用されており、地域の自然活動団体による観察会も行われている。現地調査時には利用は確認されなかった。</p> <p>(3) 利用環境の状況 自生地内には木道が設けられており、観察者が自生地内を歩くことができる。自生地の前には中津川市教育委員会が設置した看板があり、群生地の概要、天然記念物の指定日、指定面積等が示されている。</p>



坂本のハナノキ自生地内の木道
[撮影日：平成28年4月18日]



ハナノキの開花状況
[撮影日：平成28年4月18日]



坂本のハナノキ自生地前の看板
[撮影日：平成28年4月18日]



坂本のハナノキ自生地前の看板
[撮影日：平成28年4月18日]

1) 中津川市役所ホームページ参照（坂本のハナノキ自生地）

3. 予測、評価

(1) 土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式、嵩上式）の存在）

1) 予測項目

土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）により変化する主要な人と自然との触れ合い活動の場及び自然資源の改変、利用性の変化及び快適性の変化に対する環境影響の程度を予測する。

予測を行う主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、既存資料、聞き取り調査及び現地調査にて把握した。用語の定義を表 6.12-7 に示す。

表 6.12-7 用語の定義

主要な触れ合いの活動の場	・過度に自然に影響を及ぼすことなく自然と共生し、それを観察・利用することで、自然が持つ効用等を楽しむこと（登山、森林浴、キャンプ、海水浴、バードウォッチングなど）に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場を有するもの（登山道、遊歩道、ハイキングコース、サイクリングコース、海水浴場、キャンプ場、バードウォッチングサイト、スターウォッチングサイトなど）
--------------	--

出典）国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所：道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版），平成 25 年 3 月

2) 予測手法

主要な人と自然との触れ合い活動の場及び自然資源の改変の予測は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場と改変区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積及び延長等の把握を行った。

利用性の変化の予測は、主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用に際し、支障の有無及び支障が生じる箇所の把握を行った。さらに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化の把握を行った。

快適性の変化の予測は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の景観の変化が生じる程度を定性的に把握した。

3) 予測地域及び地点

予測地域及び地点は、現地調査を実施した調査地域及び調査地点とした。予測地点を表 6.12-8 に示す。

表 6.12-8 予測地点の概要

予測地点		概要
1	恵那峡県立自然公園	四季を通じて様々な景観が楽しめる景勝地として、特に紅葉時期に多くの観光客が訪れる。
2	中山道	中山道は生活文化との関わりが深い場所（信仰、精神性）として、日常的に散策道として利用されている。
3	岩屋堂のシデコブシ群生地	岐阜県（平成20年1月15日）及び中津川市（昭和58年8月18日）の天然記念物に指定されるシデコブシ群生地。指定面積は2,181m ² であり、3月～4月に花期を迎える。群生地には木道が設置され、保存と活用が図られている。
4	坂本のハナノキ自生地	国の天然記念物に指定（大正9年7月17日）されるハナノキ自生地。指定面積は2,720.67 m ² であり、4月に花期を迎える。昭和59年（1984）に保護柵の設置、平成5年（1993）には指定地内への木道設置を中心に環境整備が実施され、保存と活用が図られている。

4) 予測時期

予測の対象時期は、対象道路の完成時とした。

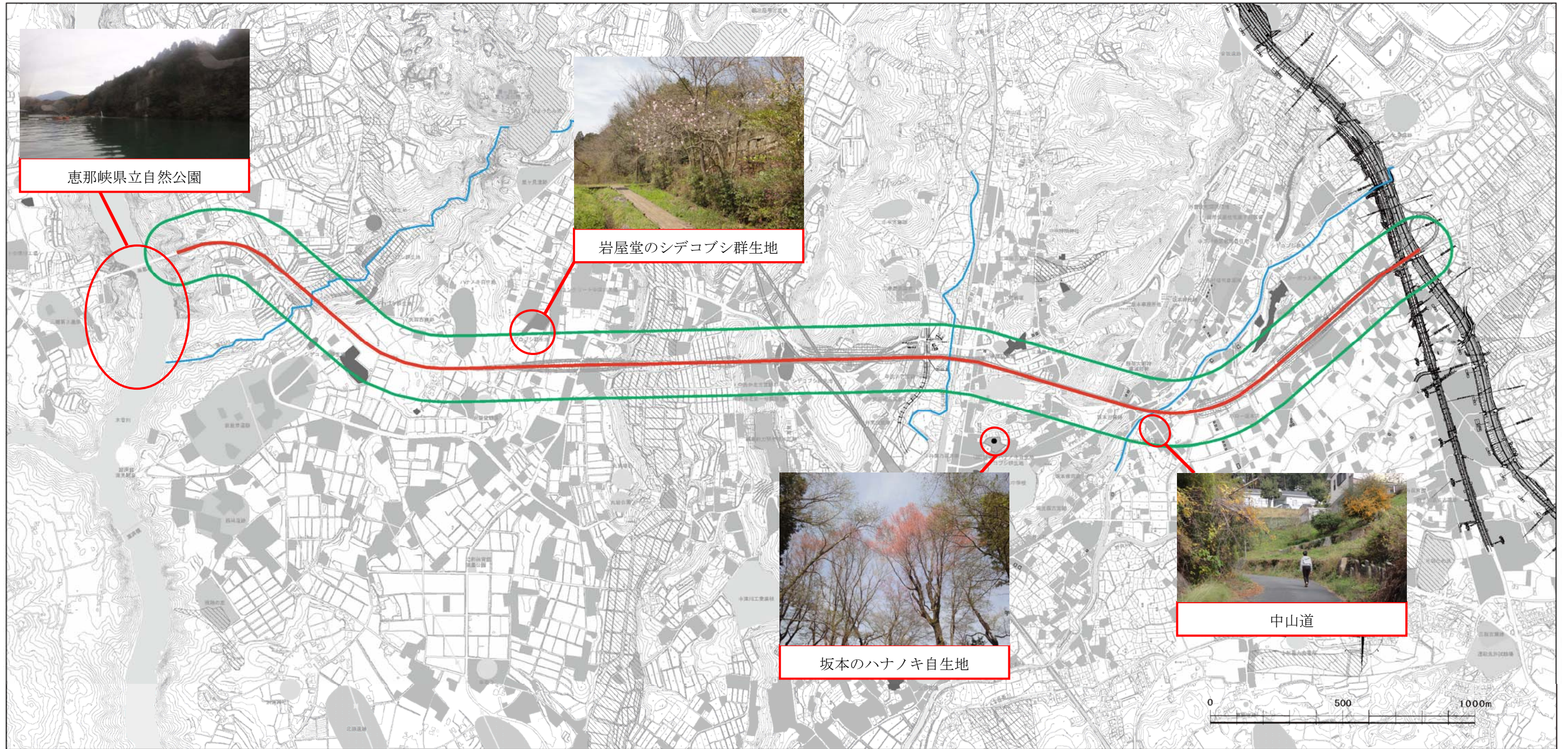


図 6.12-2 予測地点位置図

(2) 予測結果

土地又は工作物の存在及び供用による人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果を表 6.12-9 に示す。

表 6.12-9(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

番号	名称	予測結果
1	恵那峡県立自然公園	<p>【活動の場及び自然資源の改変】 対象道路は恵那峡県立自然公園内の遊覧船における周遊ルートから約800m離れた地域を標高差30mの高さで美恵橋に擦り付く予定であるため、活動の場である遊覧船の周遊ルートは改変されない。また、活動の場を取り巻く自然資源である、遊覧船内から視認される恵那峡の溪谷や木曾川は改変されない。 よって、事業の実施による活動の場及び自然資源の改変はないと予測される。</p> <p>【利用性の変化】 対象道路は恵那峡県立自然公園内の遊覧船における周遊ルートから約800m離れた地域を標高差30mの高さで美恵橋に擦り付く予定であるため、恵那峡及びアクセス路となる県道401号や国道19号を分断しないことから、到達時間・距離の変化はない。 よって、事業の実施による利用性の変化は生じないと予測される。</p> <p>【快適性の変化】 対象道路は恵那峡県立自然公園内の遊覧船における周遊ルートから約800m離れた地域を標高差30mの高さで美恵橋に擦り付く予定であるため、恵那峡及びアクセス路から直接視認されない。 よって、事業の実施による快適性の変化は生じないと予測される。</p>

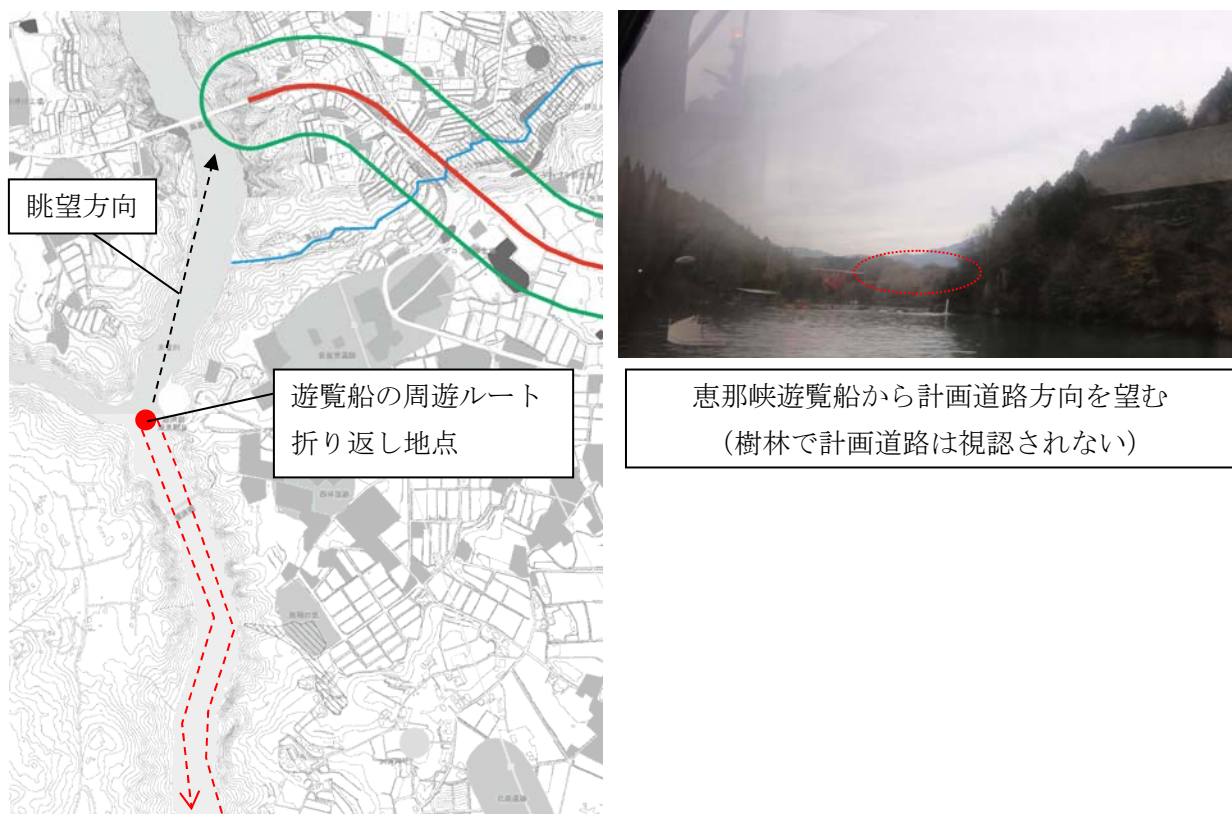


図 6.12-3(1) 対象道路と人と自然との触れ合いの活動の場の位置関係

表 6.12-9 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

番号	名称	予測結果
2	中山道	<p>【活動の場及び自然資源の改変】 対象道路は中山道沿いを高架で通過するため、活動の場である中山道は改変されない。また、活動の場を取り巻く自然資源である中山道から視認される周辺の樹林は一部改変されるものの、その範囲は中山道から視認される範囲のうち、わずかとなる。 よって、事業の実施による活動の場及び自然資源の改変の程度は小さいと予測される。</p> <p>【利用性の変化】 対象道路は中山道沿いを高架で通過するため、現道は残存し中山道を分断しないことから、到達時間・距離の変化はない。 よって、事業の実施による利用性の変化は生じないと予測される。</p> <p>【快適性の変化】 対象道路は中山道沿いを高架で通過するため、中山道から視認される風景に変化が生じる可能性が考えられるが、風景の変化は一部に限定されている。よって、事業の実施による快適性の変化は小さいと予測される。</p>

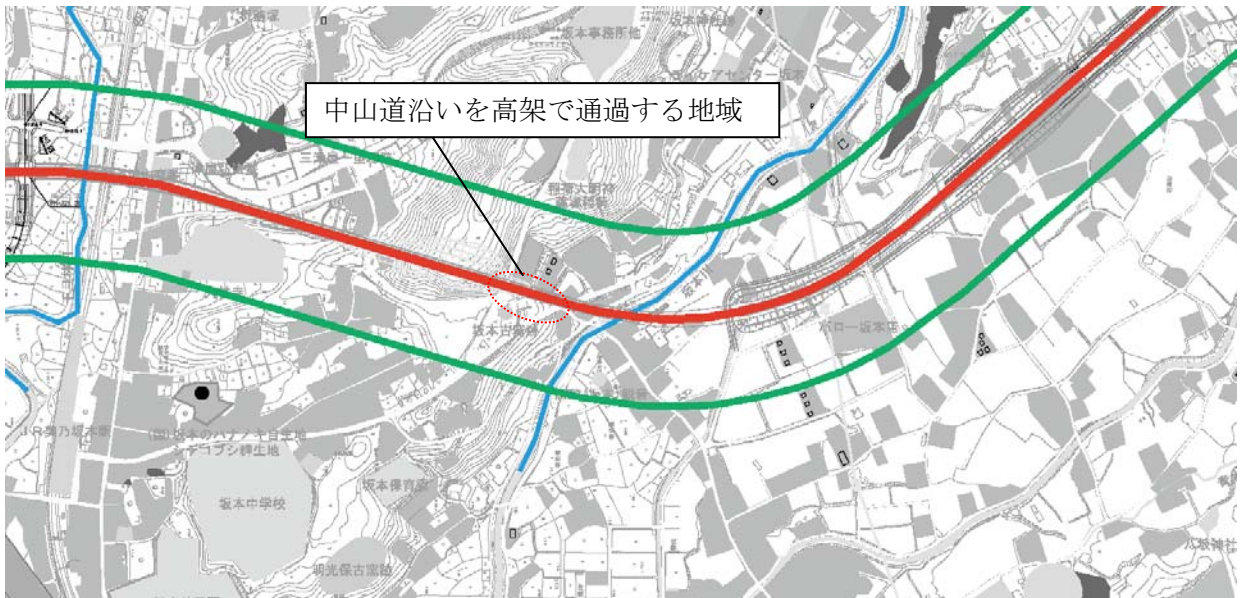


図 6.12-3 (2) 対象道路と人と自然との触れ合いの活動の場の位置関係

表 6.12-9 (3) 人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

番号	名称	予測結果
3	岩屋堂のシデコブシ群生地	<p>【活動の場及び自然資源の改変】 対象道路は、岩屋堂のシデコブシ群生地から約100m以上離れた地域を切土構造で通過するため、活動の場である岩屋堂のシデコブシ群生地及び遊歩道は改変されない。また、活動の場を取り巻く自然資源である遊歩道と接する耕作地や群生地上流のため池は改変されない。</p> <p>事業実施によるシデコブシ群生地の生育環境への影響については、計画道路が群生地の上流側であり、群生地から約100m以上離れているため、その影響は小さいものと予測されるが、予測結果には不確実性があるため、今後生育条件に関する調査を実施し、より精度の高い予測評価により事業影響を検討する。</p> <p>【利用性の変化】 対象道路は、岩屋堂のシデコブシ群生地から約100m以上離れた地域を切土構造で通過するため、岩屋堂のシデコブシ群生地自体は分断されないものの、計画道路西側からのアクセス路（岩屋堂観音側から岩屋堂のシデコブシ群生地へアクセスする進路）を一部分断する。しかし、計画道路はアクセス路である市道坂本58号線に擦り付く予定のため、中央自動車道からのアクセス性は向上すると考えられる。よって、事業の実施による利用性の変化はほとんど生じないと予測される。</p> <p>【快適性の変化】 対象道路は、岩屋堂のシデコブシ群生地から約100m以上離れた地域を切土構造で通過する予定であるため、岩屋堂の群生地内からは対象道路は視認されない。一部の遊歩道から視認される風景に変化が生じる可能性が考えられるが、風景の変化は一部に限定されている。よって、事業の実施による快適性の変化は小さいと予測される。</p>

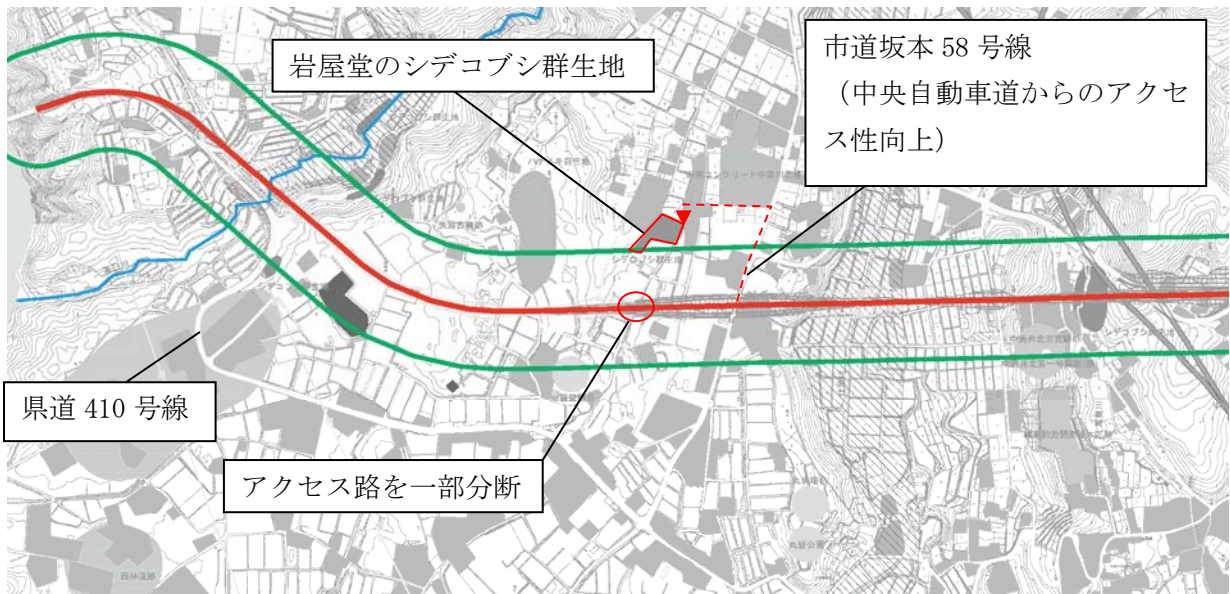


図 6.12-3 (3) 対象道路と人と自然との触れ合いの活動の場の位置関係

表 6.12-9 (4) 人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

番号	名称	予測結果
4	坂本のハナノキ自生地	<p>【活動の場及び自然資源の改変】 対象道路は、坂本のハナノキ自生地から約200m以上離れた地域を高架構造で通過するため、活動の場である坂本のハナノキ自生地は改変されない。また、活動の場を取り巻く自然資源である坂本のハナノキ自生地内の樹林は改変されない。</p> <p>なお、ハナノキ自生地上流側の切土構造による地下水の変化については、地下水の二次元浸透流解析を実施した結果、ハナノキ自生地における地下水の流量変化は生じない結果となったことから、生育環境への影響はないものと考えられる。よって、事業の実施による活動の場及び自然資源の改変は小さいと予測される。</p> <p>【利用性の変化】 対象道路は、坂本のハナノキ自生地から約200m以上離れた地域を高架構造で通過するため、坂本のハナノキ自生地及びアクセス路となる県道美濃坂本停車場線や坂本～西垣外線を分断しないことから、到達時間・距離の変化はない。よって、事業の実施による利用性の変化は生じないと予測される。</p> <p>【快適性の変化】 対象道路は、坂本のハナノキ自生地から約200m以上離れた地域を高架構造で通過する予定であるため、坂本のハナノキ自生地からは直接視認されない。アクセス路から視認される風景に変化が生じる可能性が考えられるが、風景の変化は一部に限定されている。よって、事業の実施による快適性の変化は小さいと予測される。</p>

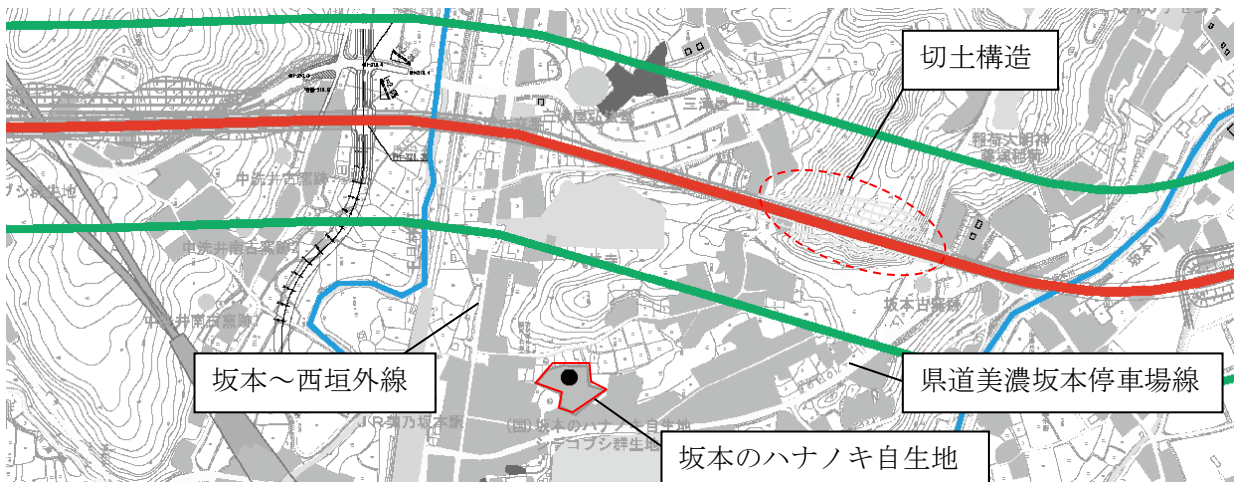


図 6-12-3(4) 対象道路と人と自然との触れ合いの活動の場の位置関係

(3) 環境保全措置

予測の結果、「影響が小さい」と判断される以外の人と自然との触れ合いの活動の場について、環境保全措置を検討する。

表 6.12-10 保全対象の選定

名 称	予測結果
	土地又は工作物の存在及び供用
岩屋堂のシデコブシ群生地	地下水の変化に伴う生育環境への影響

(4) 環境保全措置の検討

岩屋堂のシデコブシ群生地については、別途実施している水文調査の結果を基に解析を実施し、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用による地下水の変化に伴う生育環境への影響を検討し、必要に応じて保全対策の検討を行う計画とする。

(5) 評価

1) 評価手法

土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行った。

2) 評価結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、現時点では事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。